


第63回中国実業団対抗駅伝競走大会

兼 第69回全日本実業団対抗駅伝競走大会予選要項

- ◆主催 中国実業団陸上競技連盟
- ◆共催 世羅町、世羅町教育委員会
- ◆後援 広島県、中国新聞社
- ◆運営協力 (一財)広島陸上競技協会、世羅郡陸上競技協会、世羅町体育協会
- ◆特別協賛  合人社グループ
- ◆特別協力 中国放送

1 日時 2024年11月10日(日) 10時00分スタート

TV放映 中国放送(広島県内) 第一部 9時54分～11時24分(予定)
第二部 12時54分～14時15分(予定)

2 コース

広島県世羅町(せら文化センター発着)～世羅町(三和町境界)折返し2往復7区間 80.8km

3 区間/距離

第1区	せら文化センター	～	せらにしタウンセンター	12.5km
第2区	せらにしタウンセンター	～	(株)ナンコー	7.2km
第3区	(株)ナンコー	～	津久志創作館	11.6km
第4区	津久志創作館	～	せら文化センター	9.0km
第5区	せら文化センター	～	津久志創作館	9.0km
第6区	津久志創作館	～	せらにしタウンセンター	19.0km
第7区	せらにしタウンセンター	～	せら文化センター	12.5km

- 4 参加資格 (1)2024年度日本実業団陸上競技連合に「企業チーム」または「クラブチーム」として登録され、さらに「企業チーム」に関しては当該企業と直接的な労働契約関係(*)にある監督ならびに男子競技者により編成されたチームであること。但し、「企業チーム」「クラブチーム」とも、監督・競技者は出場チームにおける10月18日(金)までの登録者に限る。

* 短期的な労働契約(例えば駅伝シーズンのみの契約)の者は除く

- (2)「企業チーム」に関して、本大会申込期限日前に移籍した競技者の取り扱いは、
連合登録規程第6条の定めによる。
- (3) 外国人競技者は、労働契約を締結した日以降、今年度日本国内に滞在した日数が、初年度に於いては180日以上、次の年度からは120日以上が必要である。ただし今年度、学校教育法第1条に定める学校を卒業し引き続き採用された競技者については120日以上が必要となる。

なお、母国代表となった場合の拘束期間は、国またはNFからの依頼文書を提出することにより、オリンピック・世界選手権・U20世界選手権の3大会に限り、上記暦日に含めてカウントする。

また、エントリーした外国人競技者の今年度の滞在日数確認のため、外国人競技者資格審査書(大会ホームページよりダウンロード)及び証明できる資料を申込締切日までに中国連盟事務局へ提出すること。

※オープン参加については「13」を参照。

- 5 チーム編成 (1)監督1名、競技者12名、計13名以内とする。
(2)外国人競技者は、申込時より1チーム1名とする。

- 6 申込方法 (1)日本実業団陸上競技連合サポートシステムより行う。

<https://m4.members-support.jp/JITA/Entries/add/449>

- ① 別紙「エントリー注意事項」を確認の上でエントリーを行う。
- ② 中国実業団連盟ホームページ(<http://chugoku.jita-trackfield.jp/>)
→ 競技会(スケジュール・申込)→「第 63 回中国実業団対抗駅伝競走大会」
からもエントリーが出来る。

- (2) チーム紹介文・宿泊先 → 所定の用紙をホームページよりダウンロードし、中国実業団連盟事務局へ E-mail 送信
chujitsu2020@jita-trackfield.jp
- (3) チーム集合写真(データ) → 佐賀印刷 窪田様へ E-mail 送信
saga.p.k@kvision.ne.jp
- (4) 通算 10 回出場者表彰 → 申請書をホームページよりダウンロードし、中国実業団連盟事務局へ E-mail 送信
あわせて押印した原紙は郵送する。

(5) 申込締切日 2024 年 10 月 21 日 (月) (受付開始 10 月 3 日 (木)～)

- 7 参加料 (1) 1 チーム 50,000 円、参加申込みと同時に納入すること。
(2) 振込先銀行 中国労働金庫 広島西支店 普通預金 口座番号 7157930
口座名義 中国実業団陸上競技連盟 事務局長 泉 義隆
※振込人名義は必ず「団体名」にして下さい。

- 8 表彰 総合 6 位まで表彰する。
(1) 優勝～3 位まで賞状および賞牌・副賞を授与する。
(2) 4 位～6 位まで賞状を授与する。
(3) 区間優勝者には区間賞を授与する。
(4) 優秀選手には最優秀選手賞を授与する。
(5) 通算 10 回出場した者を表彰する。

9 競技規定

本大会は、**2024 年度**日本陸上競技連盟競技規則及び同駅伝競走規準、並びに本大会要項で定める規定によって行なう。

- (1) 区間最終エントリーは、**11 月 9 日 (土) 9 時 30 分～11 時 30 分**までに、せら文化センターに直接持参するか FAX : (0847)22-2766 するか E-mail : chujitsu2020@jita-trackfield.jp 送信すること。FAX かメール送信の場合は、(080)2891-5471 に電話して着信確認をすること。
- (2) 参加申込後、エントリーの変更は認めない。区間最終エントリーは監督会議にて配布する。
- (3) 監督会議以後の競技者変更は、補欠をその区間と入れ替えることができる。ただし、大会当日 9 時 00 分までに「**競技者変更許可申請書**」を大会本部へ提出し許可を得た者に限る。
- (4) 競技者が競技途中で棄権した場合、または監察員(競技役員含む)より競技の中止命令を受けた場合、そのチームの区間成績は無効とする。ただし、そのチームは審判長の指示により、次の区間走者から再び競技を続行することができる。この場合、チーム全体の成績は認めないが、区間成績は認める。
- (5) アスリートビブスおよびスタート順は、前回大会の成績による。
- (6) アスリートビブスおよびタスキは主催者が用意し配布する。
- (7) アスリートビブスは、配布された形の状態で胸・背部に着けること。
- (8) ユニフォームについて、「企業チーム」は別紙「ユニフォームに関する注意事項」の通りとし、「クラブチーム」は日本実業団陸上競技連盟ホームページ記載の「ユニフォームの規則に関する Q&A」の通りとする。
- (9) 競技者は、係員の指示がある場合を除き、左側から 1m 以内を走ること。
- (10) 競技者は、競技中いかなる助力も受けてはならない。
- (11) 外国人競技者が出走する場合は、2 区限定とする。
- (12) 競技者の配置・収容は、主催者指定のバスで行なうので、これに必ず乗車すること。
- (13) 競技運営上、各中継所で先頭より 10 分以上差がついた場合は、繰り上げ出発する。
- (14) 競技中は、大会関係車両(報道車両含む)のみ駅伝コースに入れる。

ただし、レース中に緊急車両等の通行がある場合は、車両を優先する。

(15) 事故発生時は緊急車両の通行を最優先するので、係員の指示に従うこと。

(16) 本大会で「企業チーム」のうち上位1位～5位までのチームは、第69回全日本実業団駅伝大会に出場できる。

(17) 給水は6区走者のみとし、給水場所はおくがわ商店(世羅町大字黒川871)付近にて各チームで行うものとする。

(18) 靴底の最大厚さは40mmとする。

(19) その他の駅伝の規定は監督会議で定めるものとし競技規定を違反したチームは失格とする。

10 監督会議 2024年11月9日(土) 14時30分 せら文化センター(会議室)

11 表彰式 2024年11月10日(日) 競技終了後 せら文化センター

12 その他

(1) 参加者は、事前に健康診断を受けて、自己の健康には十分留意すること。

(2) 競技中に発した事故については、応急処置のみするが、その後の責任は一切負わない。

(3) 主催者において参加者全員を被保険者として、大会期間中、傷害保険に加入する。

(4) 大会当日の駐車場は、せら文化センターとする。

(5) 宿舍の手配は各チームとする。

(6) 大会本部は、玉乃家(世羅郡世羅町本郷25-2 Tel(0847)22-1161)とする。

(7) 主催者は、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を遵守し個人情報を取り扱う。尚、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成および作成、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡、また、個人情報に十分配慮したうえで選手の健康管理に資するデータ・知見の集積等に利用する。大会の映像・写真・記事・個人記録などは、主催者及び主催者が承認した第三者が、大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。

大会の映像は、主催者の許可なく第三者がこれを使用すること(インターネット上において画像や動画を配信することを含む)を禁止する。

(8) 事前のコース下見・試走を実施するチームは、地域の方々に不安感、不信感を与えるような言動は厳に慎むこと。

(9) 競技者が走行不能(歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態)となった場合は、本人がなお競技続行の意思を持っていても審判長または権限を委譲された監察業務の審判員により競技を中止させる。

13 オープン参加

(1) 参加資格・チーム編成

・2024年度日本実業団陸上競技連合への登録を前提とし、企業チームまたはクラブチームから複数参加の場合の2チーム目以降、合同(混成)チーム(チーム登録、個人登録を問わず、登録者により構成されたチーム)が参加を希望する場合は、オープン参加として出場を認める。

※労働契約に関しては問わない

・チームは、監督1名・競技者12名、計13名以内とする。

・外国人競技者は、1チーム1名を限度とする。(外国人競技者の参加資格については「4-(3)」を適用する)

(2) その他

(1)の他、以下を除き、オープン参加の扱いは上記「6」～「12」と同様とする。

・「8 表彰」に関しては、「(3) 区間優勝者には区間賞を授与する。」のみ対象とする。チーム順位・記録はオープン扱い(表彰も対象外)とし、上位でゴールした場合でも第69回全日本実業団対抗駅伝競走大会出場の対象外とする。

・「9-(8)」ユニフォームについて、合同(混成)チームは主催者の指示に従う。

14 お問合せ先

ご不明な点がありましたら、下記連盟事務局宛ご遠慮なくお問合せください。

〒730-0855 広島県広島市中区小網町 6-12

株式会社中電工人事労務部内

中国実業団陸上競技連盟事務局 泉 義隆

TEL: (082) 291-7432 E-mail: chujitsu2020@jita-trackfield.jp

ユニフォームに関する注意事項

1. 競技会における広告および展示物に関する規程 2024.4.1 国際招待試合、サーキットおよび、ラベルロードレースにおける、衣類およびアクセサリ等 ガイドライン（以下「ガイドライン」）における「パターンC：一般・クラブ（所属団体）名/ロゴ、個人 表示用」（下記）を着用すること。そのうえで「スポンサーA」および「スポンサーB」（以下総称して「スポンサー」部分という）の表記については、ともに「チーム名」部分と同一企業グループ内の企業名やサービス名、商品名等に限定する。

<ガイドラインより引用>

JAAF「国内」広告規程適用大会 アスリートキット（衣類）※ユニフォーム、ジャージ等の衣類全て

パターンC：一般・クラブ（所属団体）名/ロゴ、個人 表示用

チーム名/ロゴ
 ・上衣は前面、両面に1つずつ
 ・下衣は前面か背面いずれかに1つ
 ・上衣前面の最大高さ5cm
 ・上衣背面の最大高さ4cm
 ・下衣は最大高さ5cm
 ・それぞれ長さは問わない

スポンサーA名/ロゴ
 ・上衣、下衣、それぞれ1つずつ
 ・両面は問わない
 ・上衣、下衣、それぞれ同一の表示でなければならぬ
 ・40d、最大高さ5cm
 ・最大長さ10cm

スポンサーB名/ロゴ
 ・上衣、下衣、それぞれ1つずつ
 ・両面は問わない
 ・上衣、下衣、それぞれ同一の表示でなければならぬ
 ・40d、最大高さ5cm
 ・最大長さ10cm

製造会社名/ロゴ
 ・上衣、下衣、それぞれ1つずつ
 ・両面は問わない
 ・40d、最大高さ5cm
 ・最大長さ10cm

✓所属団体名/ロゴ
 上衣 前面 高さ5cmまで、長さは問わないを表記可
 背面 高さ4cmまで、長さは問わないを表記可
 下衣 前面or背面に1つ
 高さ5cmまで、長さは問わないを表記可

✓製造会社名/ロゴを含め、**3つ**までスポンサー名/ロゴが表記可

「スポンサーA」「スポンサーB」ともに「チーム名」と同一企業グループ内の企業名やサービス名、商品名等に限る。

2. Q&A

項	質問	回答
1.	「チーム名」部分に関して、企業・団体の日本陸連登録名/実業団登録名は漢字だが、ひらがな・カタカナやローマ字、さらには略称や「〇〇グループ」のような表記をしてもよいか。	「当該企業・団体である」と社会的に認識できる範囲であればよい。
2.	「ロゴ」と「企業・団体名」が一体となっているケースもあるが「チーム名」部分にそのまま表記してもよいか。	よい。

項	質問	回答
3.	「チーム名」部分について、企業・団体名ではなく、当該企業・団体のブランド名や商品名にしてもよいか。	NG。
4.	「スポンサー」部分を、「チーム名」部分と同じ表記にしてもよいか（企業名等）。	NG。 例えば「チーム名」部分を企業名等にした場合、「スポンサー」部分に企業ロゴを使用するなど、別な表記とするのはよい。 （「チーム名」部分を「XX 社」とし、「スポンサー」部分を「XX サービス社」などとするのも問題ない。）
5.	陸上競技チームそのものを会社組織化等したうえで、さらに支援いただいている企業・団体名を冒頭などにつけて日本陸連登録/実業団登録（企業チーム）したい（「〇〇社 XX クラブ」など）。この場合、「〇〇」を「チーム名」部分に表記してもよいか。	NG。 「1」のケースと異なり、「当該企業・団体である」と社会的に認識できる範囲にはあたらない。
6.	スポーツメーカーや衣料品メーカー等がチームを保有している場合、「製造会社」部分と「チーム名」部分または「スポンサー」部分を全く同じ表記にしてもよいか。	NG。
7.	走者ごとに「製造会社」部分の表記が異なってもよいか（1 区：A 社製、2 区：B 社製…）	ユニフォームのデザインが統一されてるならばよい。
8.	走者ごとにウェアの形状が異なっても問題ないか（1 区：ランパンランシャツ、2 区：セパレート…）	ユニフォームのデザインが統一されてるならばよい。 なお、上半身のウェアのデザイン・配色が同一チームと判断できれば、下半身のウェアの形状・デザイン・配色を統一する必要はない。
9.	各走者の「チーム名」部分は統一し、そのうえで、「スポンサー」部分は走者毎に違ってよいか。 （「チーム名」部分は「〇〇」で統一し、「スポンサー」部分は 1 区：XX、2 区：YY 等）	よい。ただし「スポンサー」部分の表記については、同一企業グループ内の企業名やサービス名、商品名等に限る。

以上